

(R0622) 建築士法

建築士事務所の開設者に係る「工事監理」に関する次の記述のうち、建築士 法上、**誤っている**ものはどれか。

- 1. 建築士事務所の開設者は、工事監理の業務に関し生じた損害を賠償するため に必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講ずるよう努 めなければならない。
- 2. 建築士事務所の開設者は、工事監理の実績を含む「設計等の業務に関する報告書」を都道府県知事に事業年度ごとに提出しなかった場合、30万円以下の罰金に処せられる。
- 3. 建築士事務所の開設者は、建築物の新築工事に係る工事監理の業務について、延べ面積が300㎡以下の建築物であれば、委託者の許諾を得たうえで、一括して他の建築士事務所の開設者に委託することができる。
- 4. 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する工事監理報告書 を、作成した日から起算して5年間保存しなければならない。



(R0622) 正答 4 ===

- 1. 正しい。士法24条の9により、建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結 その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2. 正しい。士法23条の6により、建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに設計等の業務に関する報告書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。士法40条十号により、設計等の業務に関する報告書を事業年度ごとに提出しなかった場合は、30万円以下の罰金に処せられる。
- 3. 正しい。士法24条の3第2項により、建築士事務所の開設者は、委託者の許諾を得た場合であっても、委託を受けた設計又は工事監理(いずれも延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係るものに限る。)の業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならない。設問は300㎡以下であるので当該規定の制限を受けない。
- 4. 誤り。士法24条の4第2項、同法規則21条4項二号、同条5項により、建築 士事務所の開設者は、その建築士事務所の業務に関する工事監理報告書を、 作成した日から起算して15年間保存しなければならない。